

## 2013年3月議会 意見書の提案理由説明（要旨）

まつざき 真琴

2013/3/27

私は、環太平洋経済連携協定（T P P）交渉への参加に反対する意見書案について、発議者として提案理由を説明いたします。

安倍首相は、T P P交渉への参加表明を表明し、「守るべきものは守る」などとしていますが、一旦参加すれば、「守るべきものが守れない」のがT P P交渉です。

安倍首相は、日米首脳会談において「聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になった」としていますが、これは国民を欺く偽りです。首脳会談で発表された共同声明では「T P Pのアウトライン」に示された「高い水準の協定を達成」する。関税・非関税障壁の撤廃を原則とし、これまで「聖域」とされてきたコメ、小麦、砂糖、乳製品、牛肉、豚肉、水産物などの農林水産品についても関税撤廃の対象とする協定を達成することを明記しています。

国民皆保険、食の安全、I S D条項など、自民党が総選挙で掲げた「関税」以外の5項目についても、安倍首相は一方的に説明しただけで、米側から何の保証も得ていません。

さらに、T P P交渉に後から参加する国が極めて不利・不当な条件をのまされる問題も明らかになりました。昨年新たに参加したカナダやメキシコは、先行交渉9カ国が合意した条文はすべて受け入れ、9カ国が合意しない限り再協議は行わない。将来、ある交渉分野について9カ国が合意した場合、拒否権を有さず、その合意に従う。交渉を打ち切る権利は9カ国にあり、遅れて交渉入りした国には認められないなどの不利な条件を「念書」で承諾し、交渉参加が認められました。

鹿児島県においては、現在でも、枝肉価格の低迷や輸入飼料が高騰する中で、畜産農家は厳しい経営を強いられています。また、種子島や奄美諸島においては、台風が常襲する中で、さとうきびの栽培に頼らざるを得ない現状の中で、これらの関税が撤廃されると関連産業まで含め、地域経済が大打撃を受けます。知事も、T P P参加は、本県にとってのメリットは全くない、と言い切っておられます。

今回、政府は、参加表明はしましたが、実際に交渉に参加するまでには、まだ時間があります。鹿児島県の農協関係団体も鹿児島県保険医協会もT P P参加断固反対を決議しています。

たとえ、自民・公明政権として、参加を表明したとしても、本県議会としては、本県の農業と県民の命と暮らし、地域経済を守るために、T P P交渉参加に断固反対する姿勢を示し、そのたたかひの先頭に立つべきであります。

以上の理由から、T P P交渉参加に反対する意見書を提案するものです。同僚議員のみなさんの賛同を求め提案理由の説明を終わります。